

氏名 永松 敦

学位（専攻分野） 博士（学術）

学位記番号 総研大甲第644号

学位授与の日付 平成15年3月24日

学位授与の要件 文化科学研究科 国際日本研究専攻

学位規則第4条第1項該当

学位論文題目 日本における狩猟民俗の生成と変遷に関する歴史民俗学的研究

論文審査委員 主査教授 笠谷 和比古
教授 宇野 隆夫
教授 小松 和彦
名誉教授 塚本 學（国立歴史民俗博物館）
教授 野本 寛一（近畿大学）

博士学位申請論文要旨

16世紀中葉に鉄砲がボルトガルから日本にもたらされてから、狩猟の様相は一変したはずである。戦国期から近世にかけて数多くの鉄砲が山間部に残り、江戸幕府は鉄砲の取締りを強化する。貞享4年（1687）年以後は、全国の鉄砲が各藩によって管理され、獵師は獵師札を下賜され狩猟行為が認められる。こうした歴史的变化を見ながら、今なお、狩猟民俗・狩猟文化と言えば非稻作農耕民であり山の民の特殊な文化が、潜んでいるのではないかという期待感をもって見られるのは事実である。実際に現在刊行される『いくつもの日本』でも「狩猟と焼畑」という項目が設けられることそのものが、如実に今日の研究志向を表していると言ってよい。この2種の生業を特別に扱えば、稻作や平地の文化と対峙するもう一つの文化が見えてくるのではないかという期待感が込められている訳である。しかし、実際には山の民であっても農耕は営み、狩猟も焼畑も、小規模ながら水田も営んでいる。反対に平地の民でも水田と共に雑穀を栽培する畑作を営んでいるのであるから、程度の差はあれ、果たして山の民と平地の民の線引きがどこまで出来るのかはかなり疑問である。

ここでは、生業の違いによって文化を論じるのではなく、獵師そのものの姿を歴史的に探ろうとした。近世の獵師札が与えられ、権力の認める範囲内で狩猟をする人々の生活や行動を見ていけば、日本の獵師のあるがままの姿に出会えると考えたからである。

全国の近世の獵師に関する史料を一覧していくと、まず狩猟は農業の合間に行う生業であることがわかる。農業の余業として狩猟が行われることになる。こうした例が、西日本の各地で見られる。ところが、東北地方のマタギの場合は一種独特的の獵師の世界をつくっている。これまで、民俗学によるマタギの研究は漂泊民・非稻作農耕民というレッテルを貼って見てきたが、盛岡藩などのマタギを詳細に近世史料から分析すると、決してそうではないことが認められた。マタギの多くは田畠を持ちながら農村に定着して、季節ごとか、あるいは鳥や獸の運上が課せられたときに狩猟を行っているのである。マタギ文書からはマタギの捕獲する動物は、熊やカモシカだけに限らず、鳥や魚までもが狩猟の対象となっていることが認められる。このことは、夏は鮭などの魚をとり、冬から春にかけては熊などの大型獸を追いかけていたものと想定することができる。彼らの目的は藩に対して熊の皮や胆などを供給することであり、藩からは見返りに山祝いと称して米や金銭などを貰っていた。そのため、マタギは他の農民よりも暮らしは豊かであったと考えられる。マタギは半農半獵のような生活を送っており、身分的には農民であったとすることができる。その殆どの者は高持百姓であったと言えよう。

東北諸藩、及び下野、常陸、越中などは動物の内臓や身体の一部分を動物生薬の原料として藩に提供することが強制されており、西日本のような農業の隙間に狩猟をするよう勧告するのとは性格がかなり異なっていると言わざるを得ない。むしろ、東日本では藩の財政の一助となるように獵師を支配しており、極めて従属性の高い獵師集団が形成されたと考えられる。

東日本では他の農民と異質な部分をもちながらも日頃は農業を営んでおり、彼らが特殊な世界觀を有した集団であると認識されるようになるのは、近世中期頃からの獵師の由来書の作成にある。此頃は獵師に限らず職人絵巻や由来記が多量に作成され各地に伝播されていくようになり、民衆が豊富な伝承文化を有するようになる。

獵師の由来書は東北マタギが磐司磐三郎（バンジバンサブロウ）という獵師を始祖とし、九州の場合は西山小獵師が始祖となる。彼らはいずれも山の神を助けた恩恵を受けて、山で殺生

をしてもよいと許されることになる。つまり、猟師の由来を語ることは殺生の罪を減罪することにつながるため、猟師たちは競って由来書を書写し各地に伝播していくことになる。この由来書の内容は極めて修驗的で、猟師そのものが修驗者ではないかと見られる要素もあったが、文書の伝播経路を詳しく見ると、それは、修驗者などの宗教者を出発点として幅広く一般の住民に秘伝が広く周知され伝播したことが認められる。

むしろ、ここで重要な事は、猟師が始祖である猟師の名を語ることによって山の神とつながることであり、山の神信仰が中核に据えられたという事実である。この時期、山の神祭文が数多く作られ、山の神信仰が隆盛を見せる。山の世界は山の神を中心とする神々の世界を創り出し、山の神を信仰する事は山の神々・妖怪をも包摂した祭祀へと発展を遂げることになる。

このため、狩猟の獲物の祈願、獲物の解体の作法、解体後の鎮魂儀礼などは全て山の神のもとで行われることになり、猟師があたかも山の神の司祭者としての性格を帯びるようになる。近世中期以後、猟師たちは山の神を中心とする一種独特の職業集団をつくりあげていったのである。猟師以外の人々は独特的世界観を有する猟師を特殊な目で見、こうした認識を抱くようになった。この特殊性が後々の民俗学者へも影響を与えて農民である猟師たちを狩猟民・漂泊民という用語でもって語り継いできたのである。

論文の審査結果の要旨

本論文は狩猟及び獵師関係の文書史料及び民俗調査資料に基づいて、現行狩猟民俗研究の基礎となる近世獵師の実態について論じたものである。柳田国男の『後狩詞記』以来、民俗学では狩猟民俗の調査報告の蓄積がされてきたが、それに基づいてなされる議論の主要な論点は非稻作文化論からのもので、現行民俗の中に遠く縄文時代や古代にまで遡ることができる伝承の残存を想定とともに、かつての獵師を漂泊放浪民として思い描いてきた。これに対して、本論文では、今日なお狩猟民俗が濃厚に伝承されている宮崎県の椎葉村において20年にも及ぶ定着・定住調査を重ねることによって得た民俗資料を核に、全国各地の自治体史に収録された狩猟関係史料を対象として考察をすすめることで、従来の狩猟民イメージを実証的に塗り替えようと試みている。

第1章では、民俗学を中心にするこれまでの狩猟民俗研究史を批判的に概観し、現行狩猟民俗の基礎になったと思われる近世の狩猟の実態を実証的に解明することが重要であるとする。第2章では、諸藩の藩政史料を分析し、近畿・中国・四国・九州などの西日本では、獵師は農業の合間に藩から鉄砲所持の許可を得たものが狩猟をする存在として把握できることを明らかにする。具体的な事例の一つとして、椎葉村の史料を取り上げ、この村の住民は焼畑耕作をする農民でありながらも、平家の落人を自称することで郷土身分を得たこともある、その大半が鉄砲を所持し、副次的生業として狩猟を行っていたという実態を克明に考察している。第3章では、主に盛岡藩や秋田藩の史料を中心に東北地方の獵師を考察する。東北地方の獵師もやはり定着農民ではあったが、西日本の場合とは異なり、獵師に対して熊皮や熊の胆、鹿の耳などの薬種の提出を厳しく求める藩が多くいたため、いわゆるマタギとよばれる専業性の高い狩猟集団が形成されていたことなどを明らかにする。第4章では、盛岡藩関係の史料を用いて、マタギと藩権力との関係が考察される。東北地方では、熊や鹿以外にも、鳥や兎など多様な動物が獵師によって盛んに捕られていたが、藩の財政に大きく貢献することから、藩が積極的に掌握しようとしたのは、熊や鹿を捕る技術を伝承するマタギであった。考察の結果、マタギとは農民身分であり、高持百姓でありながら、季節ごとの狩猟や漁労に従事し、代々狩猟を専門的に扱う家系として存在し、とくに動物の皮や肉をなれば強制的に提供する役割を担わされていたために、藩権力と強く結びついたことを詳述している。第5章では、獵師の間で伝承されてきた由緒書や狩猟作法の成立過程について論じる。民俗学では伝統的な獵師を特殊専業民であるかのように扱ってきたが、その原因の一つは、この由緒書や狩猟作法書の存在に求められる。従来の説では、これらの伝書には修驗道などの宗教者の関与の形跡が認められることから、その起源は中世以前にまで遡ることができるのではないかとされてきた。しかし、その種の伝書は近世中期以前には遡ることができず、むしろ18世紀以降、獵師たちの間に広く流布してゆくことから、獵師が鉄砲を認可されると同時に、狩猟をしない他の農民と区別するための独自の世界観や文化として新たに作り出されたもので、これにそって山の神を中心とする現行民俗に連なる狩猟儀礼が形成されたとする。

このように、本論文は、民俗学的知見と近世藩政資料を駆使して、鉄砲改め以降、狩猟の道具としての鉄砲を手にすることによって変貌を遂げた近世の獵師の実態を多角的に解明した、きわめて質の高い実り豊かな学際研究として高く評価される。なお、審査委員から、現行の民俗誌的記述の不十分さや史料の扱い、西日本と東日本の獵師の存在形態への考察などに不十分さがみられることが指摘されたが、そのような欠点を補うに充分な斬新さと示唆に富んだ論文であり、論文審査委員会は博士の学位に充分値すると判断した。